

桑名市空家等対策計画（案）に係るパブリックコメント実施結果

「桑名市空家等対策計画（案）」に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方を公表いたします。

なお、下表における「本計画（案）」とは「桑名市空家等対策計画（案）」を、「法」とは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」を、「協議会」とは、「桑名市空家等対策協議会」をいいます。

番号	ページ、項目	ご意見	市の考え方
1	P15 4-2(3)	<p>4-2の(3) 地域住民の役割</p> <p>「適正に管理された空家等は、地域コミュニティの維持に必要な良好な住環境を形成するため、地域全体で住民に受け入れられる流通の促進に努めます。」とありますが「必要な良好な」と続くので「必要で良好な」に変えたほうが良いと思います。</p> <p>また「地域全体で住民に受け入れられる流通の促進に努めます。」は意味が分かりづらいので「地域全体で流通の促進を支援していきます」のほうが良いと思います。前節で「地域コミュニティの維持に必要な」とあるので「住民に受け入れられる」は、くどいと思います。</p>	<p>空家等対策に取り組むうえでの具体的な施策の一つに「流通の促進」に関する地域住民の役割を加えた主旨は、それぞれの地域で良好なコミュニティ形成を図り維持していくことは、快適な居住地としての魅力の向上につながることを考えています。</p> <p>良好なコミュニティの形成は、新たな居住者を迎え入れるうえでの支援策として、地域における空家等の「流通の促進」につながることを考えており、表記をわかりやすく修正いたします。</p>
2	P1 10行目	「規定」しており、はっきりと「責務」と書くべきではないか。	法第4条の「市町村の責務」として第6条第1項の規定に基づき空家等対策計画を定めるものである旨を表記しています。
3	P1 28行目	用語の定義 ここに、まとめて「空家等」「特定空家等」「空き家」等々掲載してください。	本計画（案）で用いた各種資料の表記が異なり、それぞれの意味をもつため、第1章の1-4で「用語の定義」を記載しています。
4	P3、P4、 P9	空き家の数 統計調査(6,560、3,430)、自治会調査(2,301) 桑名市はどの数字を基本にするのか。	<p>本計画（案）で用いた各種資料の表記が異なり、それぞれの意味をもつため、本計画（案）では、それぞれの数値を記載しています。</p> <p>なお、自治会による状況調査の結果は現状として、国の住宅・土地統計調査の結果は抽出による推計数として考え、自治会の調査結果を踏まえた本市の空家等推定数を今後の対策の指標として、巻末資料に掲載する予定です。</p>

5	P4	自治会調査の結果は、個別に登録・データ化されており、閲覧（公開）できるのか。	桑名市情報公開条例の規定に基づいた公文書開示請求での対応となります。
6	P4 P11	住民による「空き家」の通報、報告制度はあるのか。 相談体制：周辺住民からの空家等相談対象は登録されるのか。	第4章の4-3(3)による対応として、第3章の3-4(3)の調査フローにより、通報等相談対応を行いますので、別途、桑名市空家等指導要綱を作成し、住民による相談・通報の手続きを定める予定です。 なお、相談・通報等対応案件は、当該手続きにより記録されます。
7	P7 26行目	所有者等「苦慮」しており、この解決と周辺住民の被っている迷惑の解決が、この計画の最大の目的です。この計画に解決方法がありません。	本計画（案）を策定し、空家等対策に取り組む方向性を示し、解決に向けたサポート体制を公民連携して取り組みたいと考えています。
8	P8 14行目	不動産（専門家団体） 不動産屋は不必要です。	法第7条第2項の規定により協議会の委員として専門家のご意見をいただくとともに、連携して流通の促進につながる情報提供などを行い、所有者等へのサポート体制を整備する必要があります。
9	P11	協議会のメンバー 何故、議会の議員、文化に関する学識経験者が入っていないのですか。	桑名市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成26年桑名市告示第21号）第5条第1項第2号アの規定により選任していません。 また、文化に関する学識経験者は広範囲にわたるため、本市の文化や観光の視点から、地域の活力・まちの魅力の向上などにご意見をいただくための構成委員を選任しています。
10	P12	②流通の促進 今の社会で、市が率先して行う必要はないと考えます。	空家等が適正に管理されず放置されることにより老朽化し、倒壊、防犯、環境、衛生面など周辺環境に影響を及ぼします。 国の指針に基づき、流通を促すことは、適正な管理や周辺に与える不安の解消とともに、地域コミュニティを維持するためにも必要な施策です。 市民の安全・安心の確保、地域の活力や魅力の向上につながるものと考えています。
11	P13	継続調査について 自治会調査(2,301)の全数調査をスケジュール化して至急実施し、公表してください。	本計画（案）の策定と並行して現地状況調査を実施しており、進捗状況により適宜公表いたします。

12	P14 P15 P16 P17	<p>具体的な施策について</p> <p>(3) 地域住民の役割は、削除すべきです。周辺の住民は市に通報し、市の調査結果を待って対応すべきです。</p>	<p>本市の考え方番号6とともに、本市が目指す「快適な暮らしを次世代にも誇れるまち」を築くためにも、公民連携した空家等対策への取り組みが不可欠です。</p> <p>空家等を増加させないよう地域コミュニティを維持し良好な住環境を形成していくためにも、本計画（案）で連携主体として地域住民への役割を記載しています。</p>
13	—	<p>最後に、協議会では、必ず傍聴者にも、委員配布と同じ資料を配ってください。どれだけの思いで参加しているとお考えですか。</p>	<p>協議会の会議資料は、会議後の公表により傍聴者には配布していませんが、桑名市情報公開条例や協議会の運営等に関する要領に基づき、配布可能な資料は、退席時に回収することを前提に、配慮したいと考えています。</p>